[事案 24-160] 失効取消請求

· 平成 25 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約貸付および保険料の自動振替貸付の元利合計額が解約払戻金額を超過したことにより 契約は失効したが、契約貸付金の自動振替弁済に加えて、超過金額の弁済が必要になる旨の説 明がなかったとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年12月、保険会社との話し合いの結果、契約貸付金の返済として、毎月1万円を支払う(契約貸付自動返済)旨の申込みをしたが、平成24年8月、本契約は失効した。保険会社との話し合いの際、毎月1万円を支払ってもなお契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額が解約払戻金額を超過する場合には、不足分を半年ごとに追加して支払わなければならないとの説明は受けておらず、合意に従って毎月1万円を支払っていることから、本契約を失効させることはできないので、失効を取消してほしい。また、平成5年9月に借りた契約貸付金100万円の元利合計額および保険料立替金の元利合計額は、平成11年5月に契約が失効した際に、保険会社の担当者が解約払戻金を持参したので、この金員をもって債務を弁済し、かつ不足分の保険料を支払って契約を復活させたので、そもそも債務はなく、契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額が解約払戻金額を超えるはずはない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、平成 24 年 2 月にも失効したが、当社にて諸事情を勘案し、失効の取消手続を 行った。その際、今後、超過金額の支払いが必要となった時にその支払いがなされない場 合には、本契約が失効することを申立人に理解してもらうため、申立人から、今後本契約 が失効した場合には異議申立てをしない旨の差入証の提出を受けていた。
- (2) 平成 24 年 8 月の失効に際しても、申立人に対して、「契約貸付金返済のご案内」を送付するとともに、当社職員が申立人と面談し「契約貸付金返済のご案内」を用いて、契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額が解約払戻金額を超過しており、払込期限までに超過金額の弁済がない場合には、本契約が失効する旨を説明するなどしたが、申立人が同払込期限までに同超過金額を弁済しなかったことから、本契約は失効した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、保険会社職員の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法律的根拠

申立人は、毎月1万円ずつ支払いさえすれば、本契約の保障が継続されるとの説明を受けた旨主張していることから、申立人は、保険会社との間に、毎月1万円ずつ支払えばこれを超える利息を免除あるいは猶予するとの合意が成立したという主張と判断する。

- 2. 契約貸付金等の免除について
 - (1)約款の規定

保険契約は附合契約であり、約款の規定に従うことから、契約貸付、保険料の自動振替貸付については「約款」にそれぞれ定められており、これら約款の規定について申立人は、本契約の「申込書」に署名押印していることから、その内容に同意していることが推認される。「約款」の規定によると、申立人は、本契約の月額保険料の支払に加え、平成24年5月時点において、契約貸付元利合計額、保険料立替金元利合計額を、それぞれ保険会社に対して弁済しなければならない。

(2) 契約貸付金等の免除の合意について

- ① 契約は、双方の合意によって成立し、この合意は、口頭の合意であっても契約の成立 が認められるが、契約が成立するためには、契約当事者間で、合意の中身が重要な部 分において合致している必要がある。
- ② 本件において申立人は、事情聴取において、保険会社の担当者が「毎月1万円だけ支払えばあとは支払わなくても良い」と説明した旨主張し、その根拠のひとつとして平成 23 年 12 月付「契約貸付自動返済利用申出書」を挙げ、これにより、月々の支払額が1万円となり、これを超える債務の弁済は必要ないとの合意が成立した旨を主張しているが、同申出書は、債務の弁済方法を定めたという意味しかなく、債務金額の変更、債務の免除、弁済の猶予を合意した文書と認めることはできず、また、申立人は同文書以外の合意文書を提出していないことから、債務免除等の合意の存在を認定することはできない。
- ③ 他方、保険会社は、担当者の事情聴取において、申立人が主張するように「毎月1万円だけ支払えばあとは支払わなくても良い」などと説明したことはないと主張しており、この主張に特段疑わしい点は認められない。そのため、申立人と保険会社との間で、債務の免除あるいは支払いの猶予の合意が、口頭によって成立したと認定することも困難である。

3. 小括

以上により、本件において、保険会社が申立人に対し、契約貸付等の免除や支払いを猶予したと認めることはできず、申立人の貸付金等の合計額が、平成24年5月時点において、本契約の解約払戻金額を超過することになったが、解約払戻金額を超える金額が期限内に支払われなかったため、「約款」の規定に従い、本契約が失効したことには何らの瑕疵もなく、申立人の請求は認めらない。

4. 契約貸付金等の弁済について

申立人は、平成 11 年 5 月頃、保険料未払いを理由に失効した際、解約払戻金を受領し、そこから未払保険料を支払って契約を復活したが、その際に契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額を弁済したと主張しており、その主旨は、上記失効の際に受領した金員は、解約払戻金から契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額を差し引いた金額であるので、この段階で契約貸付金および保険料立替金は相殺され消滅したとの主張のようである。しかし、保険契約が失効した場合には、約款の規定により解約払戻金の請求ができるが、その請求をするためには、解約請求書を提出しなければならず、解約請求書は、確定的に契約を終了させる意思表示であることから、以後契約を復活することはできない。本件は、契約が復活しているので、解約払戻金は支払われているということはなく、契約貸付金及び保険

料立替金が相殺されて消滅するということもない。また仮に、解約払戻金受領後、契約が復活したとしても、それは元の状態に戻ることを意味するので、解約払戻金を返還しなければならず、受領した解約払戻金に契約貸付金元利合計金および保険料立替金元利合計額を付加して返還した場合は別として、単に受領した解約払戻金を返還したのみでは、契約貸付金および保険料立替金は消滅しない。従って、平成11年5月頃に、契約貸付金の元利合計額および保険料立替金の元利合計額を別途支払って本契約を復活したことの証明がない限り、契約貸付等の債務が消滅したとする申立人の主張は認めることができない。